

交通物件事故取扱要領の制定について（平成4年例規(交指・地域・通指)第37号警察本部長）

概要

交通物件事故の取扱について、必要な事項を定め、もって交通物件事故の適正な取り扱い及び迅速、的確な捜査を推進することを目的として定めたもの。